

2023年漁業センサス結果速報

令和5年11月1日現在

(海面漁業調査)



令和6年8月

石川県総務部

目 次

2023年漁業センサスについて	1
I 調査結果の概要	
1 漁業経営体数、漁船隻数の推移	3
2 漁業種類別、専・兼業別経営体の推移と販売金額別構成比	4
3 漁業就業者の推移及び基幹的漁業従事者の構成比	6
II 統計表	
表1 漁業経営体の基本構成の推移	8
表2 経営組織別漁業経営体数の推移	8
表3 経営体階層別漁業経営体数の推移	9
表4 主とする漁業種類別漁業経営体数の推移	10
表5 市町別漁業経営体数の推移	11
表6 漁獲物・収獲物の販売金額別漁業経営体数の推移	12
表7 自家漁業の専・兼業別個人漁業経営体数の推移	12
表8 漁業就業者数の推移	13
用語解説	14

2023年漁業センサスについて

1 調査の目的

漁業の生産構造、就業構造を明らかにするとともに、漁村、水産物流通・加工業等の漁業を取りまく実態を総合的に把握し、水産行政の推進に必要な基礎資料を整備する。

2 調査の種類

調査の種類	調査の系統	
海面漁業調査	漁業経営体調査	農林水産省－都道府県－市区町村－統計調査員－調査対象
	海面漁業地域調査	農林水産省－民間事業者
内水面漁業調査	内水面漁業経営体調査	農林水産省－地方組織－（統計調査員）－調査対象
	内水面漁業地域調査	農林水産省－民間事業者－調査対象
流通加工調査	魚市場調査	農林水産省－民間事業者－調査対象
	冷凍、冷蔵、水産加工場調査	農林水産省－地方組織－（統計調査員）－調査対象

（注）本県が担当した調査の種類は太線で囲んだ部分。

地方組織とは、地方農政局、北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務所及び内閣府沖縄総合事務所の農林水産センターをいう。

3 調査期日

令和5年11月1日

4 調査の範囲

海面に沿う県内15市町の区域内にある海面漁業に係る漁業経営体

5 調査方法

統計調査員が、調査対象に対し調査票を配布・回収する自計調査（被調査者が自ら回答を調査票に記入する方法）の方法により行った。

なお、調査対象の協力が得られる場合は、オンラインにより調査票を回収する方法も可能とした。

また、調査対象から面接聞き取りによる調査（他計調査）の申出があった場合には、統計調査員による調査対象に対する面接調査の方法をとった。

6 利用上の注意

(1) 表中に用いた記号は以下のとおりである。

「－」：事実のないもの

「…」：事実不詳又は調査を欠くもの

「▲」：負数又は減少したもの

- (2) 表示単位未満を四捨五入している統計数値については、計と内訳が一致しない場合がある。
- (3) この速報は、令和5年11月1日現在で実施した「2023年漁業センサス」のうち、海面漁業調査（漁業経営体調査）について、令和6年8月30日に農林水産省が公表した結果に基づき、石川県分の結果を取りまとめたものである。

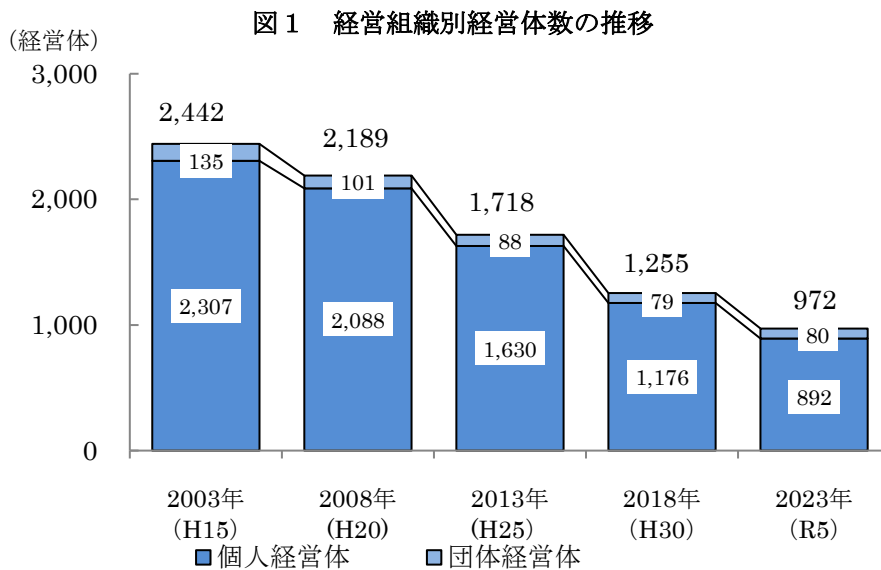
なお、この速報の数値は概数値であり、後日公表される確定値とは異なる場合がある。

I 調査結果の概要

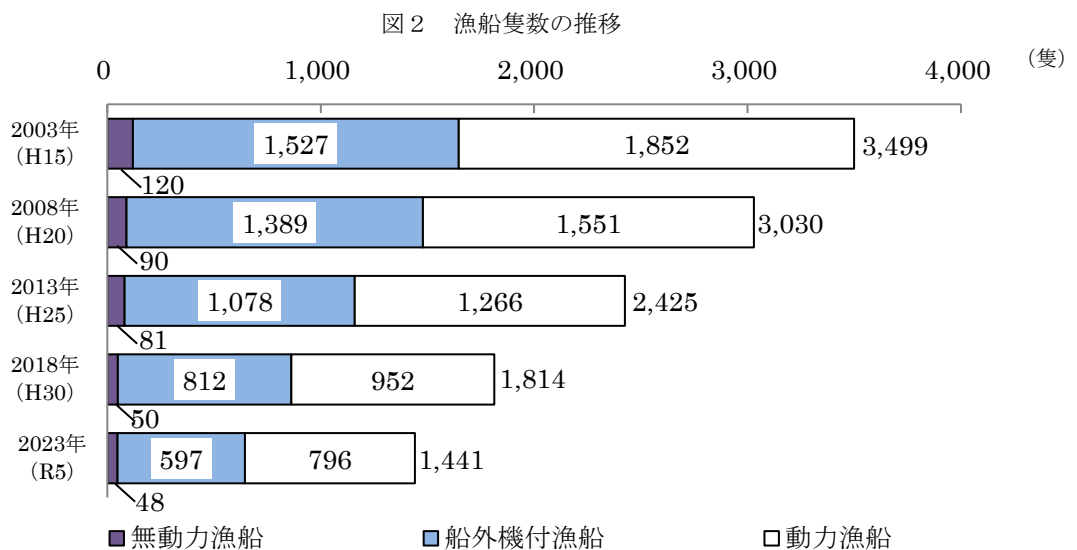
1 漁業経営体数、漁船隻数の推移

(1) 漁業経営体数は972経営体で、2018年漁業センサス（平成30年実施。以下「前回」という。）に比べ、283経営体（▲22.5%）減少した。

また、漁業経営体を経営組織別に見ると、個人経営体は892経営体で、前回に比べ284経営体（▲24.1%）減少、団体経営体は80経営体で、前回に比べ1経営体（1.3%）増加した。



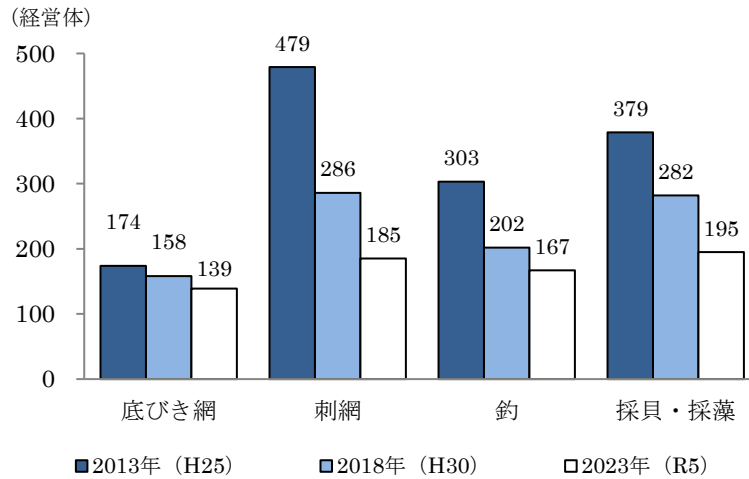
(2) 漁船総隻数は1,441隻で、前回より373隻（▲20.6%）減少した。種類別構成では、無動力漁船3.3%、船外機付漁船41.4%、動力漁船55.2%となっており、前回に比べ無動力漁船が2隻（▲4.0%）、船外機付漁船が215隻（▲26.5%）、動力漁船が156隻（▲16.4%）減少した。



2 漁業種類別、専・兼業別経営体の推移と販売金額別構成比

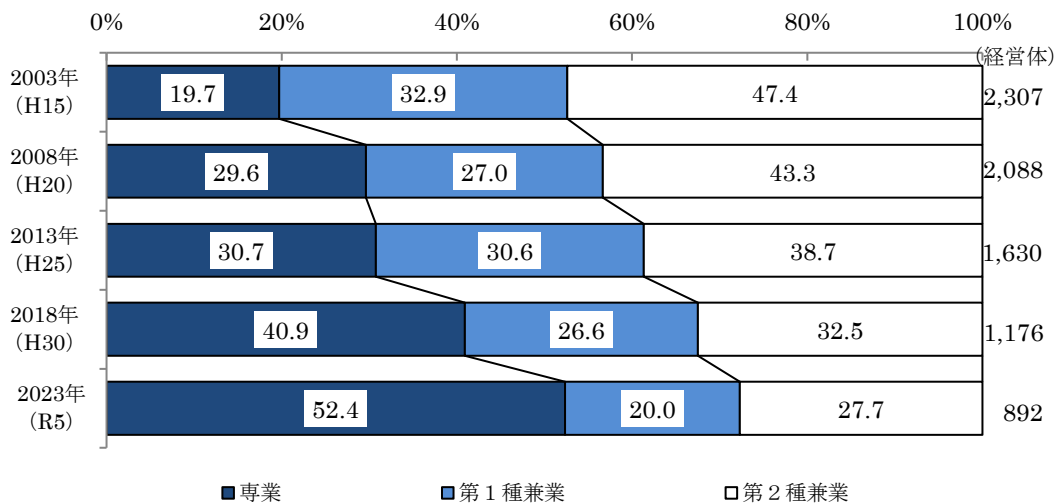
(1) 主とする漁業種類別漁業経営体数は、採貝・採藻が195経営体、刺網が185経営体、釣が167経営体となっている。

図3 主とする漁業種類別経営体数の推移



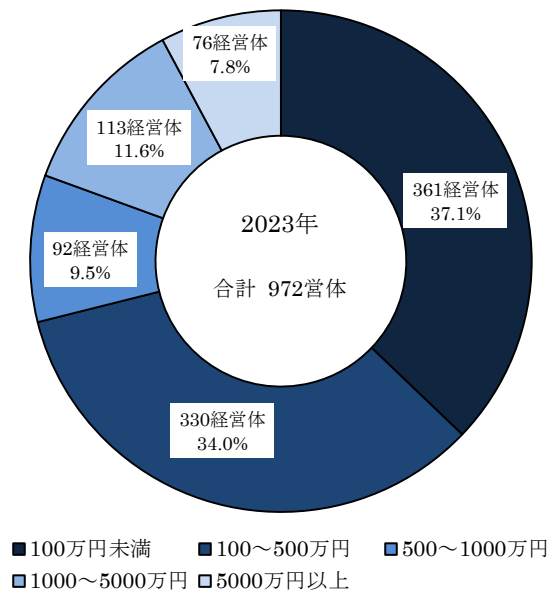
(2) 個人漁業経営体の専・兼業別構成比では、専業が52.4%、兼業が47.6%(うち漁業が主の第1種兼業は20.0%、漁業が従の第2種兼業は27.7%)となった。前回に比べ、専業の割合が増加し、兼業の割合が減少した。

図4 自営漁業の専・兼業別経営体構成比の推移



(3) 漁獲物・収獲物の販売金額別構成比は、100万円未満が361経営体(37.1%)、100万円以上500万円未満が330経営体(34.0%)、500万円以上1,000万円未満が92経営体(9.5%)、1,000万円以上5,000万円未満が113経営体(11.6%)、5,000万円以上が76経営体(7.8%)となった。

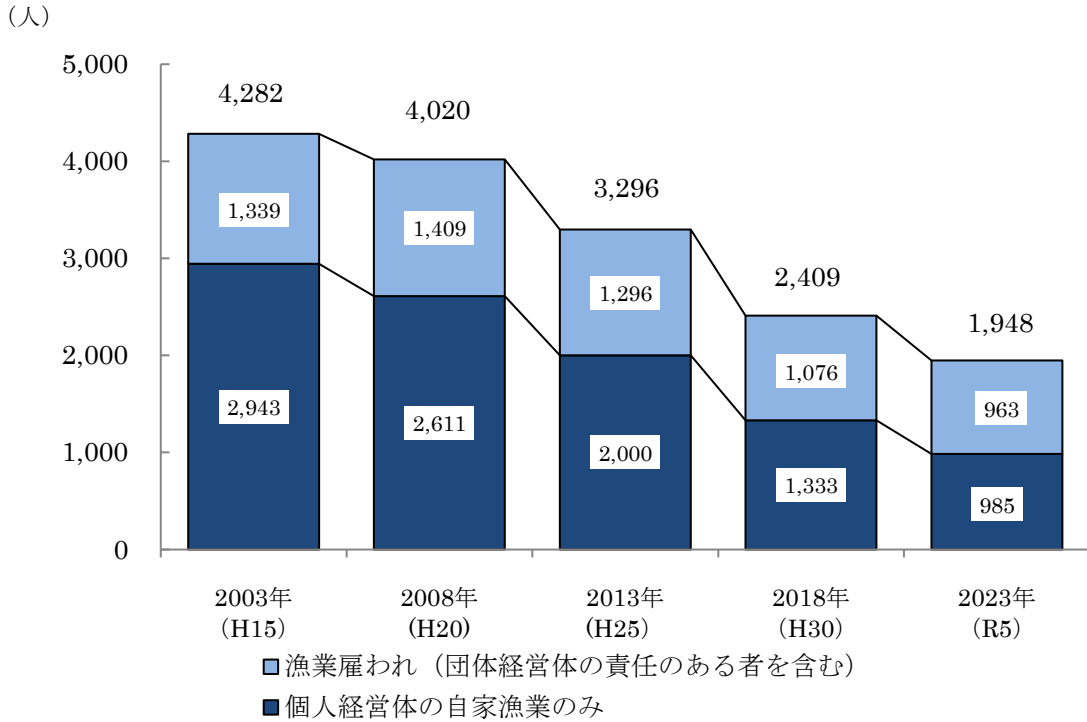
図5 漁獲物・収獲物の販売金額別構成比



3 漁業就業者の推移及び基幹的漁業従事者の構成比

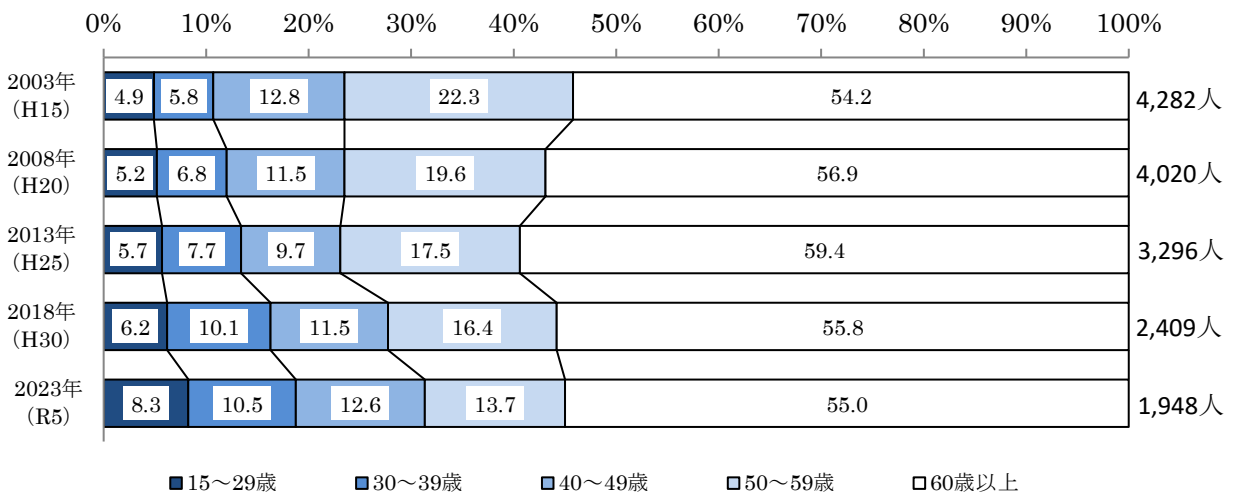
(1) 漁業就業者数(満15歳以上で過去1年間に、漁業の海上作業に年間30日以上従事した者)は1,948人となり、前回より461人(▲19.1%)の減少となった。内訳としては、個人経営体の自家漁業のみが348人(▲26.1%)、漁業雇われが113人(▲10.5%)減少した。

図6 自営・雇われ別漁業就業者の推移



(2) 年齢別構成比では、前回に比べ15～29歳、30～39歳及び40～49歳で増加、50～59歳、60歳以上で減少した。また、60歳以上の就業者が占める割合は5割を超えている。

図7 年齢別漁業就業者構成比の推移



(3) 基幹的漁業従事者（個人経営体の世帯員のうち、満15歳以上で自家漁業の海上作業従事日数が最も多い者）891人の年齢別構成比をみると、60～69歳が214人（24.0%）、70歳以上が478人（53.6%）となっており、60歳以上が77.6%を占めている。

また、70歳以上は、2018年は50.4%であったが、2023年は53.6%となり、3.2ポイント増加した。

図8-1 基幹的漁業従事者の年齢別構成比
【2018年】

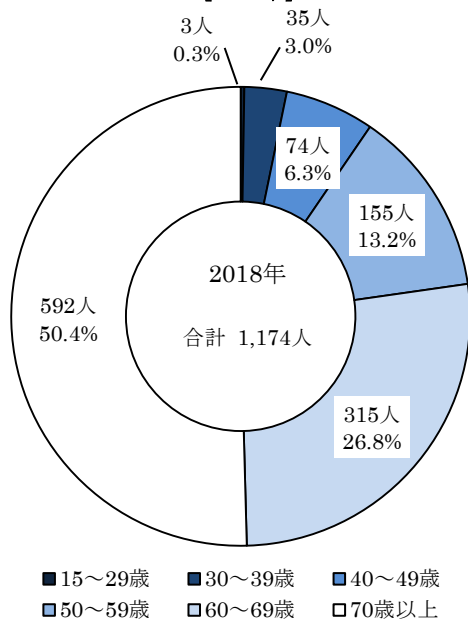
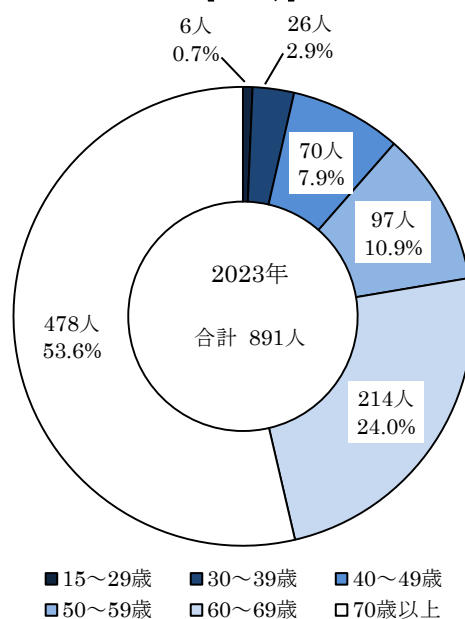


図8-2 基幹的漁業従事者の年齢別構成比
【2023年】



Ⅱ 統 計 表

表 1 漁業経営体の基本構成の推移

調査区分 調査項目		2003 年	2008 年	2013 年	2018年漁業センサス (平成30年)		2023年漁業センサス (令和5年)		2018年漁業 センサスとの比較		
		漁業 センサス (平成15年)	漁業 センサス (平成20年)	漁業 センサス (平成25年)	実数	構成比	実数	構成比	増減数	増減比	
漁業経営体数		2,442	2,189	1,718	1,255	/	972	/	▲ 283	▲ 22.5 %	
漁	総数(隻)	3,499	3,030	2,425	1,814	100.0	1,441	100.0	▲ 373	▲ 20.6	
	無動力漁船 隻数(隻)	120	90	81	50	3.3	48	3.3	▲ 2	▲ 4.0	
	船外機付漁船 隻数(隻)	1,527	1,389	1,078	812	44.5	597	41.4	▲ 215	▲ 26.5	
船	動力 漁船	隻数 (隻)	1,852	1,551	1,266	952	52.2	796	55.2	▲ 156	▲ 16.4
		総トン数 (トン)	15,831	13,086	11,774	8,882	/	6,928	/	▲ 1,954	▲ 22.0
	1隻平均 トン数 (トン)	8.55	8.44	9.30	9.33	/	8.70	/	▲ 0.63	▲ 6.7	

表 2 経営組織別漁業経営体数の推移

調査区分 組織区分		2003 年	2008 年	2013 年	2018年漁業センサス (平成30年)		2023年漁業センサス (令和5年)		2018年漁業 センサスとの比較	
		漁業 センサス (平成15年)	漁業 センサス (平成20年)	漁業 センサス (平成25年)	経営体数	構成比	経営体数	構成比	増減数	増減比
総数		2,442	2,189	1,718	1,255	100.0 %	972	100.0 %	▲ 283	▲ 22.5 %
個人経営体		2,307	2,088	1,630	1,176	94.9	892	91.8	▲ 284	▲ 24.1
団体 経営 体	会社	71	70	69	65	4.0	63	6.5	▲ 2	▲ 3.1
	漁業 協同組合	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	漁業 生産組合	4	3	3	1	0.2	2	0.2	1	100.0
	共同経営	55	28	16	11	0.9	11	1.1	0	0.0
	その他	5	-	-	2	-	4	0.4	2	100.0
	小計	135	101	88	79	5.1	80	8.2	1	1.3

表3 経営体階層別漁業経営体数の推移

調査区分 階層区分	2003年 漁業センサス (平成15年)	2008年 漁業センサス (平成20年)	2013年 漁業センサス (平成25年)	2018年漁業センサス (平成30年)		2023年漁業センサス (令和5年)		2018年漁業 センサスとの比較		
				経営体数	構成比	経営体数	構成比	増減数	増減比	
総数	2,442	2,189	1,718	1,255	100.0	972	100.0	▲283	▲22.5	
漁船非使用	10	12	17	16	1.0	15	1.5	▲1	▲6.3	
漁船 動力 使用	無動力漁船のみ	5	5	5	4	0.4	4	0.4	0	0.0
	船外機付漁船 (注1)	...	757	586	416	34.1	265	27.3	▲151	▲36.3
	1トン未満	879	57	49	32	2.9	40	4.1	8	25.0
	1～3トン	487	443	314	182	18.3	161	16.6	▲21	▲11.5
	3～5トン	426	401	317	230	18.5	166	17.1	▲64	▲27.8
	5～10トン	244	206	177	164	10.3	143	14.7	▲21	▲12.8
	10～30トン	61	55	52	53	3.0	48	4.9	▲5	▲9.4
	30～100トン	19	16	10	6	0.6	7	0.7	1	16.7
	100～200トン	11	10	14	16	0.8	10	1.0	▲6	▲37.5
	200～500トン	7	6	4	1	0.2	-	-	-	-
	500～1000トン	4	3	3	1	0.2	1	0.1	0	0.0
	1000トン以上	1	-	-	-	-	-	-	-	-
	大型定置網	41	30	29	29	1.7	23	2.4	▲6	▲20.7
小型定置網	145	114	81	46	4.7	40	4.1	▲6	▲13.0	
地びき網(注2)	9	
海面 養殖	まだい	1	1	-	-	-	-	-	-	
	かき類	82	72	57	53	3.3	42	4.3	▲11	▲20.8
	わかめ類	4	-	2	1	0.1	1	0.1	0	0.0
	その他	6	1	1	5	0.4	6	0.6	1	20.0

(注1) 2008年センサス以降、船外機付漁船を1トン未満の動力漁船から分離し、新規の階層とした。

(注2) 地びき網は、2008年センサス以降「動力船使用」の該当欄に計上する。

表4 主とする漁業種類別漁業経営体数の推移

調査区分 漁業種類	2003年 漁業センサス (平成15年)	2008年 漁業センサス (平成20年)	2013年 漁業センサス (平成25年)	2018年漁業センサス (平成30年)		2023年漁業センサス (令和5年)		2018年漁業 センサスとの比較	
				経営体数	構成比	経営体数	構成比	増減数	増減比
総数	2,442	2,189	1,718	1,255	100.0	972	100.0	▲283	▲22.5
底びき網	256	230	174	158	10.1	139	14.3	▲19	▲12.0
船びき網	47	32	19	11	1.1	6	0.6	▲5	▲45.5
地びき網(注1)	9
まき網	10	10	10	9	0.6	7	0.7	▲2	▲22.2
刺網	815	717	479	286	27.9	185	19.0	▲101	▲35.3
大型定置網	41	30	29	29	1.7	23	2.4	▲6	▲20.7
小型定置網	145	114	81	46	4.7	40	4.1	▲6	▲13.0
その他の網漁業	9	27	27	21	1.6	21	2.2	0	0.0
はえ縄	48	67	56	46	3.3	33	3.4	▲13	▲28.3
釣	362	324	303	202	17.6	167	17.2	▲35	▲17.3
採貝・採藻	492	437	379	282	22.1	195	20.1	▲87	▲30.9
その他の漁業	115	127	101	106	5.9	107	11.0	1	0.9
海面 養殖	まだい	1	1	-	-	-	-	-	-
	かき類	82	72	57	53	42	4.3	▲11	▲20.8
	わかめ類	4	-	2	1	1	0.1	0	0.0
	その他	6	1	1	5	0.4	6	0.6	1

(注1) 地びき網は、2008年センサス以降「動力船使用」の該当欄に計上する。

表5 市町別漁業経営体数の推移

調査区分 市 町	2003 年 漁 業 センサス (平成15年)	2008 年 漁 業 センサス (平成20年)	2013 年 漁 業 センサス (平成25年)	2018年漁業センサス (平成30年)		2023年漁業センサス (令和5年)		2018年漁業 センサスとの比較	
				経営体数	構成比	経営体数	構成比	増減数	増減比
総 数	2,442	2,189	1,718	1,255	100.0	972	100.0	▲ 283	▲ 22.5
金 沢 市	35	31	29	35	1.7	28	2.9	▲ 7	▲ 20.0
七 尾 市	419	394	283	228	16.5	183	18.8	▲ 45	▲ 19.7
小 松 市	32	32	20	15	1.2	15	1.5	0	0.0
輪 島 市	491	415	336	219	19.6	191	19.7	▲ 28	▲ 12.8
珠 洲 市	345	308	256	211	14.9	152	15.6	▲ 59	▲ 28.0
加 賀 市	70	90	73	45	4.2	32	3.3	▲ 13	▲ 28.9
羽 咋 市	70	47	43	31	2.5	15	1.5	▲ 16	▲ 51.6
か ほ く 市	27	25	22	11	1.3	7	0.7	▲ 4	▲ 36.4
白 山 市	51	42	30	24	1.7	15	1.5	▲ 9	▲ 37.5
能 美 市	4	4	3	1	0.2	-	-	▲ 1	▲ 100.0
内 灘 町	26	23	21	17	1.2	8	0.8	▲ 9	▲ 52.9
志 賀 町	360	300	228	177	13.3	132	13.6	▲ 45	▲ 25.4
宝 達 志 水 町	26	27	16	6	0.9	6	0.6	0	0.0
穴 水 町	104	99	81	68	4.7	54	5.6	▲ 14	▲ 20.6
能 登 町	382	352	277	167	16.1	134	13.8	▲ 33	▲ 19.8
能 登	2,197	1,942	1,520	1,107	88.5	867	89.2	▲ 240	▲ 21.7
加 賀	245	247	198	148	11.5	105	10.8	▲ 43	▲ 29.1

(注)宝達志水町以北は能登地区に、かほく市以南は加賀地区に計上する。

表6 漁獲物・収獲物の販売金額別漁業経営体数の推移

調査区分 金額区分	2003年 漁業 センサス (平成15年)	2008年 漁業 センサス (平成20年)	2013年 漁業 センサス (平成25年)	2018年漁業センサス (平成30年)		2023年漁業センサス (令和5年)		2018年漁業 センサスとの比較	
				経営体数	構成比	経営体数	構成比	増減数	増減比
総数	2,442	2,189	1,718	1,255	100.0	972	100.0	▲ 283	▲ 22.5
100万円未満 (販売金額なしを含む)	1,174	1,125	868	572	50.5	361	37.1	▲ 211	▲ 36.9
100～500万円	732	573	484	358	28.2	330	34.0	▲ 28	▲ 7.8
500～1000万円	233	204	146	119	8.5	92	9.5	▲ 27	▲ 22.7
1000～5000万円	224	202	140	132	8.1	113	11.6	▲ 19	▲ 14.4
5000万～1億円	34	35	37	30	2.2	38	3.9	8	26.7
1～10億円	44	47	42	43	2.4	37	3.8	▲ 6	▲ 14.0
10億円以上	1	3	1	1	0.1	1	0.1	0	0.0

表7 自家漁業の専・兼業別個人漁業経営体数の推移

調査区分 専・兼業区分	2003年 漁業 センサス (平成15年)	2008年 漁業 センサス (平成20年)	2013年 漁業 センサス (平成25年)	2018年漁業センサス (平成30年)		2023年漁業センサス (令和5年)		2018年漁業 センサスとの比較		
				経営体数	構成比	経営体数	構成比	増減数	増減比	
総数	2,307	2,088	1,630	1,176	100.0	892	100.0	▲ 284	▲ 24.1	
専業 (自家漁業のみ)	455	619	501	481	40.9	467	52.4	▲ 14	▲ 2.9	
兼業	第1種兼業 (自家漁業が主)	758	564	499	313	26.6	178	20.0	▲ 135	▲ 43.1
	第2種兼業 (自家漁業が従)	1,094	905	630	382	32.5	247	27.7	▲ 135	▲ 35.3
小計	1,852	1,469	1,129	695	59.1	425	47.6	▲ 270	▲ 38.8	

表 8 漁業就業者数の推移

調査区分 調査項目		2003年	2008年	2013年	2018年漁業センサス (平成30年)		2023年漁業センサス (令和5年)		2018年漁業 センサスとの比較	
		漁業 センサス (平成15年)	漁業 センサス (平成20年)	漁業 センサス (平成25年)	就業者数	構成比	就業者数	構成比	増減数	増減比
年 齢 別 漁 業 就 業 者 数	総数	4,282	4,020	3,296	2,409	100.0	1,948	100.0	▲ 461	▲ 19.1
	15～19歳	21	19	24	20	0.8	10	0.5	▲ 10	▲ 50.0
	20～29歳	188	189	164	130	5.4	151	7.8	21	16.2
	30～39歳	248	275	253	243	10.1	204	10.5	▲ 39	▲ 16.0
	40～49歳	548	464	321	276	11.5	245	12.6	▲ 31	▲ 11.2
	50～59歳	957	787	576	396	16.4	267	13.7	▲ 129	▲ 32.6
	60歳以上	2,320	2,286	1,958	1,344	55.8	1,071	55.0	▲ 273	▲ 20.3
	うち70歳以上	978	1,150	958	753	31.3	621	31.9	▲ 132	▲ 17.5
男女別 就業者数	男	3,753	3,525	2,939	2,217	92.0	1,834	94.1	▲ 383	▲ 17.3
	女	529	495	357	192	8.0	114	5.9	▲ 78	▲ 40.6

用語等の解説

海面漁業	海面（サロマ湖、能取湖、風蓮湖、温根沼、厚岸湖、加茂湖、浜名湖及び中海を含む。）において営む水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。
調査期日	令和5年11月1日
漁業経営体	調査期日前1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面漁業を営んだ世帯、事業所等をいう。 ただし、調査期日前1年間ににおける自営漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。
経営組織	漁業経営体を経営形態別に分類する区分をいう。
個人経営体	漁業経営体のうち、非法人の個人・世帯をいう。
団体経営体	個人経営体以外の漁業経営体をいう。
会社	会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社（株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社）をいう。 なお、特例有限会社は株式会社に含む。
漁業協同組合	水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）（以下「水協法」という。）第2条に規定する漁業協同組合（以下「漁協」という。）及び漁業協同組合連合会（以下「漁連」という。）をいう。 なお、水協法第18条第2項に規定する内水面組合は除く。
漁業生産組合 共同経営	水協法第2条に規定する漁業生産組合をいう。 2つ以上の漁業経営体（個人又は法人）が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を共同で行うものであり、その経営に資本又は現物を出資しているものをいう。
その他	都道府県の栽培漁業センターや水産増殖センター等、上記以外のものをいう。
経営体階層	漁業経営体が調査期日前1年間に営んだ漁業種類のうち、最も販売金額の多かった漁業種類及び調査期日前1年間に使用した漁船のトン数により、次の方法により決定した。 ア 調査期日前1年間の販売金額1位の漁業種類が、大型定置網、さけ定置網、小型定置網及び海面養殖に該当したものを当該階層に区分。 イ アに該当しない経営体について、調査期日前1年間に使用した漁船の種類及び動力漁船の合計トン数により、漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船1トン未満から動力漁船3,000トン以上の階層までの16経営体階層に区分。 なお、調査期日前1年間に使用した漁船には、遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等は含まない。
漁業種類	漁業経営体が営んだ漁業の種類を区分したもの（54種類）をいう。

営んだ漁業種類 主とする漁業種類	<p>漁業経営体が調査期日前1年間に営んだ全ての漁業種類をいう。</p> <p>漁業経営体が調査期日前1年間に営んだ漁業種類のうち主たる漁業種類をいい、漁業種類を2種類以上営んだ場合、販売金額1位の漁業種類をいう。</p>
漁獲物・収獲物の販売金額	<p>漁業経営体が調査期日前1年間に漁獲物・海面養殖の収獲物を販売した金額（消費税を含む。）をいう。</p> <p>なお、自家消費（家庭消費）分は販売金額に含まない。</p>
漁業就業者	<p>満15歳以上で調査期日前1年間に自営漁業の海上作業に年間30日以上従事した者をいう。</p>
個人経営体の自家漁業のみ	<p>漁業就業者のうち、個人経営体の世帯員で自営漁業のみに従事し、共同経営の漁業及び雇われての漁業には従事していない者をいう（漁業以外の仕事に従事したか否かは問わない。）。</p>
漁業従事役員	<p>団体経営体における調査期日前1年間に自営漁業に従事した経営主、役員、支配人及びその代理を委任された者で自営漁業の海上作業又は陸上作業に責任のある者をいう。</p> <p>なお、自営漁業に従事せず、役員会に出席するだけの者は含まない。</p>
漁業雇われ	<p>漁業就業者のうち、上記以外の者をいう（漁業以外の仕事に従事したか否かは問わない。）。</p>
漁船	<p>調査期日前1年間に漁業経営体が漁業生産のために使用した船をいい、主船のほかに付属船（まき網における灯船、魚群探索船、網船等）を含む。</p> <p>ただし、漁船の登録を受けていても、直接漁業生産に参加しない船（遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等）は除く。</p> <p>なお、漁船隻数の算出に当たっては、重複計上を回避するため、調査期日前1年間に漁業生産のために使用した船のうち、調査日現在保有しているものに限定している。</p>
無動力漁船	<p>推進機関を付けない漁船をいう。</p>
船外機付漁船	<p>無動力漁船に船外機（取り外しができる推進機関）を付けた漁船をいい、複数の無動力漁船に1台の船外機を交互に付けて使用する場合には、そのうち1隻を船外機付漁船とし、他は無動力漁船とした。</p>
動力漁船	<p>推進機関を船体に固定した漁船をいう。</p> <p>なお、船内外機船（船内にエンジンを設置し、船外に推進ユニット（プロペラ等）を設置した漁船）については動力漁船とした。</p>
漁業の海上作業	<p>ア 漁船漁業では、漁船の航行、機関の操作、漁ろう作業（漁場での水産動植物の採捕に係る作業）、船上加工等の海上における全ての作業をいう（運搬船など、漁ろうに関して必要な船の全ての乗組員の作業も含め</p>

る。漁業に従事しない医師、コック等の乗組員も海上作業従事者に含む。) 。

イ 定置網漁業では、網の張り立て（網の設置）、取替え、漁船の航行、漁ろう等海上における全ての作業及び陸上において行う岡見（定置網に魚が入るのを見張る作業）をいう。

ウ 地びき網漁業では、漁船の航行、網の打ち回し、漁ろう等海上における全ての作業及び陸上の引き子の作業をいう。

エ 漁船を使用しない漁業では、採貝、採藻（海岸に打ち寄せた海藻を拾う作業も含む。）、潜水等をする作業をいう。

オ 養殖業では、次の作業をいう。

(ア) 海上養殖施設での養殖

a 漁船を使用した養殖施設までの往復

b いかだ、ひび（枝付の竹、樹の枝）、網等の養殖施設の張立て又は取り外し

c 採苗（さいびょう）、給餌作業、養殖施設の見回り、収獲物の取り上げ等の海上において行う全ての作業

(イ) 陸上養殖施設での養殖

a 採苗、飼育に関わる養殖施設（飼育池、養成池、水槽等）での全ての作業

b 養殖施設（飼育池、養成池、水槽等）の掃除

c 池又は水槽の見回り

d 給餌作業（ただし、餌料配合作業（餌作り）は陸上作業とする。）

e 収獲物の取り上げ作業

個人経営体の専兼業 分類

専業

個人経営体の世帯としての調査期日前1年間の収入が自営漁業からのみの場合をいう。

第1種兼業

個人経営体の世帯としての調査期日前1年間の収入が自営漁業以外の仕事からもあり、かつ、自営漁業からの収入がそれ以外の仕事からの収入の合計よりも多かった場合をいう。

第2種兼業

個人経営体の世帯としての調査期日前1年間の収入が自営漁業以外の仕事からもあり、かつ、自営漁業以外の仕事からの収入の合計が自家漁業からの収入よりも多かった場合をいう。

基幹的漁業従事者

各個人経営体における満15歳以上の自営漁業の調査期日前1年間の海上作業従事日数が最も多かった世帯員をいう。

2023年漁業センサス結果速報

令和6年8月発行

編集・発行 石川県総務部行政経営課統計情報室

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
電話 (076)225-1342 (直通)

電子メール toukei@pref.ishikawa.lg.jp

ホームページ <http://toukei.pref.ishikawa.jp/>